

諮問機関：丸亀市

諮問日：平成 22 年 6 月 28 日（22 都土第 206 号）

答申日：平成 22 年 11 月 15 日（平成 22 年度諮問第 1 号）

件名：平成 16 年度単独県費補助土地改良事業行時 3 号地区水路工事資料一式
（補助金支給関係書類等）の部分開示決定に関する件

答 申

1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）の結論

丸亀市長（以下「実施機関」という。）が、平成 16 年度単独県費補助土地改良事業行時 3 号地区水路工事資料一式（補助金支給関係書類等）（以下「本件対象公文書」という。）を部分開示とした決定（以下「本件処分」という。）について、非開示とした部分のうち、代表者の氏名は、これを開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨及び異議申立てに至る経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、丸亀市情報公開条例（平成 17 年条例第 21 号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人（以下「申立人」という。）が行った本件対象公文書の開示請求に対し、実施機関が平成 22 年 6 月 2 日付で行った本件処分中非開示部分の開示を求めるといものである。

(2) 異議申立てに至る経過

年 月 日	経 過
平成 22 年 5 月 21 日	開示請求受付
平成 22 年 6 月 2 日	実施機関が部分開示を決定
平成 22 年 6 月 24 日	異議申立書受付

3 異議申立ての内容

申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての内容は、次のとおりである。
開示文書中黒塗り部分の開示を求めるもの

4 実施機関が部分開示とした理由

実施機関が、丸亀市個人情報開示決定等通知書（以下「通知書」という。）において主張している本件処分の理由は、次のとおりである。

個人名及び印影が条例第 7 条第 2 号の非開示情報に該当するため

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関及び申立人の主張等を条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

実施機関が非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）の条例第7条第2号に規定する非開示情報該当性について

- (1) 条例第7条第2号には、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。以下略」との規定があり、個人を識別することができる情報を非開示情報として明確に位置づけている。
- (2) 本件非開示部分に記載されている情報は、土地改良事業である水路工事を行った事業主体である、行時3号地区共同施行（以下「共同施行」という。）の代表者及び関係者の氏名、住所及び印影である。

これらの情報が、それぞれの個人を特定できる情報であることは、明白であり、この点については議論の余地はない。

- (3) 次に土地改良事業の事業主体である共同施行に係る情報が、条例第7条第3号に規定する「法人その他の団体」に関する情報に該当するか否かについて検討する。

この共同施行は、当該水路工事を行うために地元関係者が集まり設置したものであり、法人格を持たない任意団体と解される。

ところで、情報公開制度において、「法人」には権利能力なき社団も含まれると解されている。

社団の定義は、一般に、人の集合体であって、団体としての組織を有し、その団体自身が社会上単一体としての存在を有するものをいい、それはその構成員の単純な集合ではなく、その構成員とは別個の存在を有し、活動をするものであるとされている。

本件における共同施行は、代表者を定め、工事契約や補助金申請等の財産処分を代表者名で行っている。

また、水路工事の遂行という目的を持ち、関係者が集合したもので、関係者それぞれとは別個の存在を有するものであると認めることが相当である。

これらのことから、本件における共同施行は権利能力なき社団と認めることができる。

つまり、本件における非開示情報該当性は、条例第7条第3号の規定に照らした検討が必要であるということになる。

条例第7条第3号には、法人等に関する情報のうち、非開示とすべきものとして「ア 公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあるもの」「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意

に提供されたものであって、法人等又は事業を営む個人における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と規定しており、本件については、これらの該当性によって判断されるべきである。

情報公開制度においては、「法人に関する情報」とは、人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報をいい、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあると解されている。

本件非開示部分の情報は、共同施行の設立目的が水路工事の遂行であり、工事は既に完了していることを考えると、前述条例第7条第3号ア及びイ項には該当しないと判断できる。

一方で、共同施行は権利能力なき社団であり、代表者及び関係者の住所及び印影はいずれも個人のものであるため、構成員各個人に関する情報であるとの観点から、個人情報として非開示とされるべきである。

同様の理由により、構成員の氏名についても個人情報として非開示とされるべきと考えるが、代表者の氏名については、法人代表者として補助金の交付を受け、工事契約の名義人となっている事実から判断して、法人情報として、非開示情報には該当しないと解するのが相当である。

以上のことから、結論のとおり判断した。

6 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行なった。

- ①□平成22年6月28日 諮問書の受理
- ② 平成22年7月30日 審査会（第1回目）
- ③ 平成22年9月29日 審査会（第2回目）
- ④ 平成22年11月15日 審査会（第3回目）